

食品を提供される方へ

- ①食品を提供される方は、食品に応じて枚方市保健所による食品営業許可（露店による営業）が必要です。
- ②枚方市保健所による食品営業許可証（露店による営業）の写しも合わせてご提出ください。
- ③出店予定者で許可をお持ちでない方は、あらかじめ枚方市保健所にお問い合わせください。 枚方市保健所 保健衛生課 TEL 072-807-7624

※必要な許可証をお持ちでない方は出店できません。

露店営業における「取扱品目例」と「許可を要しない取扱品目例」

許可が必要な取扱品目例

煮物類	おでん	煮込み	豚汁	
焼物類	串焼き	焼き餃子	ホルモン焼き	イカの姿焼き
	フランクフルト	ホットドッグ		
お好み焼き類	お好み焼き	いか焼き	たこ焼き	
茹で物・蒸物類	じゃがバター	蒸シュウマイ	蒸餃子	
めん類	焼きそば	ラーメン	うどん	そば
揚げ物類	串かつ	フライドチキン	フライドポテト	フレンチドッグ
酒類	日本酒	ビール	焼酎等	

米飯を利用したメニューは提供できません。

喫茶類	甘酒	ぜんざい	しるこ	かき氷
	紅茶（ホット）	コーヒー（ホット）	あめ湯	

焼き菓子類	回転焼き	せんべい	ベビーカステラ	五平餅
	焼き餅	かた焼き	たい焼き	
	クレープ			
揚菓子類	ドーナツ	大学芋	揚げまんじゅう	
団子菓子類	焼団子	みたらし団子		
まんじゅう類	焼きまんじゅう	蒸しまんじゅう	あん巻き	
アメ菓子類	べっこう飴	カルメラ		
その他	たこ焼き			

許可を要しない取扱品目例

焼きとうもろこし	焼くり	焼いも	焼するめ	焼ぎんなん
いり豆	ポップコーン （塩味に限る）	りんごあめ類	綿菓子	水あめ
たこせん	ミルクせんべい	農産物の販売	清涼飲料水の小分け	

枚方市内で露店による食品関係営業をされる方へ

露店設備では、最終加熱などの簡単な調理しか行えません。

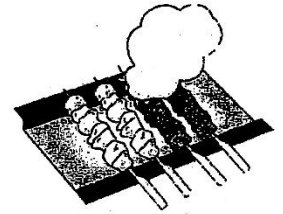
原材料の細切や成形などは、あらかじめ一次加工施設で行ってください。

枚方市内で営業される場合は、枚方市での露店営業許可が必要です。営業の範囲は枚方市内に限ります。

★ 露店で取り扱える品目

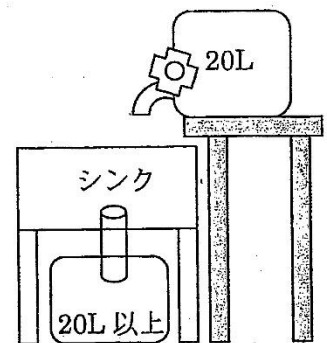
基本的に、客に提供する直前に加熱するものです。

露店ででの提供が禁止されている食品もありますので、個別にご相談ください。



★ 露店に必要な設備

- ・組み立て式テント（出店の都度組み立てるもの）
- ・側面及び後面の覆い（ブルーシートなどで三方を地面まで囲う）
- ・消毒用アルコール（手及び食器等の消毒用）
- ・給水タンク（20L以上の容量で蛇口の付いたふた付き容器）
- ・シンク1槽
- ・排水容器（シンクの下で排水を受けるもの。20L以上の容量が必要）
- ・食品保管容器（常温のものはふた付きの合成樹脂製容器等に入れる）
- ・冷蔵設備（冷蔵が必要な食品を取り扱う場合に必要）
- ・器具・容器包装保管容器（ふた付きの合成樹脂製容器等）
- ・ふた付き廃棄物容器



★ 申請の流れ



最大2週間かかります。

1 書類申請

- (1) 食品営業許可申請書（1部）
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書（本状とコピー1部）
- (3) 露店による食品営業設備の概要（「一次加工又は材料供給承認書」は、相手方の押印が必要）
- (4) 一次加工を行う施設の食品営業許可証の写し（一次加工が必要な食品を取り扱う場合）
- (5) 申請手数料（許可期間は5年間です。6年目以降は別途更新手数料が必要です。）

飲食店営業：8,000円 菓子製造業：7,600円 喫茶店営業：6,700円

2 営業施設（設備）検査

申請時、保健所の敷地内で露店の施設を組み立てていただき、その場で食品衛生監視員が施設の検査を行います。

3 審査、決裁

申請について審査を行い、保健所長の決裁日が許可日となります。

許可までに最大で2週間かかりますので、余裕を持って申請してください。

<お問合せ先>

枚方市保健所 保健衛生課

電話：072-807-7624

